

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2025 年 11 月 21 日
議席番号 21 番
質 問 者 渡 辺 み の る

東村山市議会議長 あて

記

1. 公園実態調査を踏まえた市立公園のあり方について

公表された公園実態調査報告書では、市内の174カ所の公園の利用状況や遊具など公園設備の状態などが詳細に報告されている。また、2024年には市内小中学生を対象としたアンケートも実施され、子どもたちの率直な声も寄せられている。

調査やアンケートを踏まえ、当市の市立公園の在り方をどのように考えていくのか、子どもたちから要望の強い野球やサッカーなどボール遊びができる公園をどのように整備していくのか、現在の市の考え方や今後の方向性などについて、以下伺う。

(1) 調査結果と分析を以下について伺う。(一問一答)

- ① 市立公園全体の状況や課題
- ② 遊具や施設の老朽化の状況
- ③ 利用者の状況
- ④ 公園の分布
- ⑤ 上記の内容から、市立公園の課題解決のためにどのような取り組みが必要と考えているのか。

(2) 提供公園

- ① 現在、宅地開発により整備され市に提供された公園は何カ所あるのか。
- ② 調査では、利用者が極端に少ない事例も報告されている。原因をどのように分析しているのか。
- ③ 今後、公園管理に関する指針を策定する場合、提供公園のあり方について、宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱の見直しも含めた検討が必要と考える。他市における同様の取り決めの状況も合わせて、見解を伺う。

(3) ボール遊びができる公園

- ① 公園実態調査に伴って実施したアンケートや意見交換では、ボール遊びができる公園について、どのような意見が出ていたのか。
- ② 運動公園と前川公園の試行的なグラウンド解放について、子どもたちからの要望や開放日拡大の考えについて伺う。
- ③ 公園実態調査には、「公園区の考え方の採用」とある。公園区に都市公園、児童遊

園、仲よし広場といった用途に合わせた公園や、ボール遊びができるよう防球ネットを整備した公園をそれぞれ整備していくということか。説明を求める。

- ④ 一部の公園、指定された日時ではなく、いつでもボール遊びができる公園が市内各所に設置される必要があると考える。公園の再配置・再整備に先んじて取り組みを進めるべきと考える。「1 年に〇箇所整備する」など、市民一とりわけ子どもにもわかりやすい計画を立て実施することを提案するが、見解を伺う。

(4) 総括して

今回の調査を踏まえ、市立公園の課題解決や市民要望の実現、提供公園の在り方など、これからの市立公園の在り方をどのように検討していくのか。今後の検討の進め方と市民意見の把握、公園周辺住民の理解啓発など、現在の考え方を伺う。

2. 払える国民健康保険税への引き下げを求める

市民も市内事業者も長引く物価高に悲鳴を上げている。そのような中、来年度には国保税の改定を予定しているが、現状の国保加入世帯の生活状況で更なる税負担増となれば、生活が立ち行かなくなることは明白。

公的な責任で国保税の負担軽減を図ることを求めて、以下伺う。

(1) 国保加入者の現状

- ① 加入世帯の平均所得の推移(5 か年)を伺う。
- ② 全加入世帯に対する課税標準額 300 万円以下の世帯数の割合の推移(5 か年)を伺う。
- ③ 国保加入世帯の平均所得における国保税負担率と他の保険制度加入世帯の負担率それぞれの推移(5 か年)を伺う。
- ④ 上記の状況に加え、近年の物価高の状況を踏まえて国保加入世帯の生活状況をどのように分析しているのか。

(2) 今後の国保税のあり方について

- ① 直近までの国保運営協議会での議論の状況を伺う。
- ② 市として、財政健全化計画を継続していく考えなのか。
- ③ (1)で確認したように、国保加入世帯の生活状況は厳しさを増している。市民生活を守るために、払える国保税へと引き下げを提案するが、見解を伺う。

以上